

みどり認定を受けませんか？

環境にやさしい農業への 努力を応援します

今後の持続的な経営発展のための必須のツール

みどり認定とは？

みどりの食料システム法(※)に基づき、環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることによってメリットが受けられる制度です。

(※) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

みどり認定 特徴1

税制や融資に関するメリットがあるほか、
さまざまな補助事業採択で優遇されます！

■ 認定を受けた主体には、国の補助事業で優先的に採択されるなどの優遇があります

- ・ 環境にやさしい農業の取組を支援する事業（みどり交付金 など）
- ・ 施設整備を支援する事業（強い農業づくり総合支援交付金 など）
- ・ 果樹や茶の改植支援事業 など

■ 認定計画に基づき、対象となる機械を導入した初年度の 所得税・法人税が優遇されます

対象機械はラジコン草刈機、局所施肥機など 計80機種！

(令和6年9月時点)



ラジコン草刈機

局所施肥機



詳しくはこちら▶

(農林水産省WEBサイト)

■ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを有利な条件で受けられます (償還期間の延長（10年→12年等））

みどり認定 特徴2

さまざまな取組や主体で申請できます！

■ 認定の対象となる取組内容

- ・ 土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学農薬低減
- ・ 温室効果ガス削減
- ・ 土壌への炭素貯留
- ・ 土壌を使用しない栽培における化学肥料および化学農薬低減 など

■ 個人申請だけでなくグループ申請もOK

申請書はまとめて1つ（※詳しくは裏面へ）

生産部会など



みどり認定

グループの環境負荷低減の取組のPRにもつながります！

グループ申請について

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者が**まとまって1つの計画**を作成し、グループ（団体）として申請し、認定を受けることが可能です。
- グループ申請の場合も、**計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。**

グループ申請のイメージ

【例1】

栽培暦など、共通の栽培方法に基づき環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会など



化学肥料・化学農薬を削減した栽培暦等に基づいた一つの計画

【例2】

農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組みながら、構成員のそれぞれが環境負荷低減に取り組む集落営農組織

集落営農組織など



環境負荷低減に取り組む構成員それぞれの複数の計画

計画認定の手続き



申請にあたり準備していただく書類

- 認定申請書（住所や氏名等、申請される方の基本情報の書類）
- 計画書（環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画）
- その他、都県で定める添付書類

※グループ申請される場合は、代表と構成員を記載ください。

まずは
お住いの都県庁に
ご相談ください

お問合せ先

関東農政局生産部環境・技術課（担当者：平山、末貞）
TEL 048-740-0422



関東農政局みどり戦略HP